

平成27年

第6回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

平成27年第6回教育委員会会議録

- 1 期 日 平成27年3月26日 木曜日
- 2 場 所 教育委員室
- 3 開 会 午後1時00分
- 4 閉 会 午後3時47分
- 5 出席委員 北林真知子
田中 直美
長岐 和行
伊藤佐知子
岩佐 信宏
米田 進

6 説明のための出席者

教 育 長	米田 進	
教育次長	島崎正実	教育次長 吉川正一
参事(兼)博物館長	風登森一	
施設整備室長	田松和彦	教職員給与課長 村上幸義
幼保推進課長	渡辺哲也	義務教育課長 廣野宏正
高校教育課長	鎌田 信	特別支援教育課長 西嶋崇広
生涯学習課長	平川祐作	文化財保護室長 佐々木人美
保健体育課長	越後谷真悦	福利課長 相原和義

7 会議に附した議案

議案第13号	第2期あきたの教育振興に関する基本計画(案)について
議案第14号	教職員の懲戒処分案について
議案第15号	市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案 について
議案第16号	秋田県教科用図書採択地区の設定の一部改正について
議案第17号	教職員の懲戒処分案について
議案第18号	教職員の懲戒処分案について
議案第19号	教職員の懲戒処分案について

8 議決した事項

議案第13号	第2期あきたの教育振興に関する基本計画(案)について
議案第14号	教職員の懲戒処分案について
議案第15号	市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

について

議案第16号 秋田県教科用図書採択地区の設定の一部改正について

議案第17号 教職員の懲戒処分案について

議案第18号 教職員の懲戒処分案について

議案第19号 教職員の懲戒処分案について

9 会議の要旨

【北林委員長】

ただいまより、平成27年第6回教育委員会会議を開催いたします。
会議録署名員は2番長岐委員と4番岩佐委員にお願いします。

【北林委員長】

審議に入る前に、議事の進行についてであります。議案第14号、17号、18号、19号「教職員の懲戒処分案について」は、その他全ての案件終了後に行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

それでは、そのように進行いたします。
はじめに、議案第13号「第2期あきたの教育振興に関する基本計画（案）について」、島崎次長から説明をお願いします。

【島崎次長】

議案第13号「第2期あきたの教育振興に関する基本計画（案）について」説明

【北林委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【北林委員長】

これについてはすでに何度も議論をしてみましたので、特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

では、表決を採ります。

議案第13号を原案どおり可決することでよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

それでは、議案第13号を原案のとおり可決します。

次に、議案第15号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」、教職員給与課長から説明をお願いします。

【教職員給与課長】

議案第15号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」説明

【北林委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【田中委員】

「勤務1時間当たりの給与額の算出方法」での休日日数18日というのは、祝祭日の日数と考えてよろしいのでしょうか。

【教職員給与課長】

そうです。祝祭日に加えて、年末の休みも入っています。本来であれば、変動制で毎年の休日日数は若干変わるのですが、変わるたびに規則改正ということにもなりますので、今回は、12年間の平均した休日の日数を18日に固定することにしたものです。

【伊藤委員】

給料の調整額は、「職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比べ著しく特殊な職を占める職員に対して」支給され、特別支援教育に従事されている方が支給対象になっているとお聞きしました。具体的には、特別支援教育を担当している方のこういったところがこの対象となっているのでしょうか。

【教職員給与課長】

もともとこれは国の制度改正がございまして、それに準拠して、県でも改正をするものです。これは、特別支援学校の先生方と小・中学校の特別支援学級を担当している先生方を対象とした手当です。国の考えと同じなのですが、特殊教育から平成19年に特別支援教育ということになりまして、一般の小・中学校でも特別支援教育を充実させていくこととなりました。その中において、小・中学校の先生方だけを特別に手当するということが国のほうで議論になりまして、それで今回、国の改正を受けて、本県でも改正することになったものです。特別支援学級を担当している先生方だけではおかしいだろう、一般教員と同じだろうという考え方が根底にあるようで

ございます。

【吉川次長】

基本的にはそういうことなのですが、障害のあるお子さんたちはそれぞれ違いますので、普通の教科書では指導できない状況にあり、普通の教育課程ではできません。したがって、一人ずつの教育課程を作ってあげないといけませんので、そういった点が非常に複雑でありました。そういったところを配慮して、1.25というのを国でも進めてきたところではありますが、今は、特別支援教育が通常学級にも広がってきましたので、それほど差をつけなくてもいいのではないかということで、今回、1.0に引き下げるということになったということです。

【岩佐委員】

病気休暇が90日に止められた理由、そうなった背景について教えてください。

【教職員給与課長】

現行では、病気休暇で休む場合に上限がありませんでした。それでは民間等と比べておかしいだろう、期限を設けた方がいいだろうという考えが根底にありまして、それを受けて今回、上限を設けるということになったようです。

【岩佐委員】

国も他県もこれに倣うということですか。

【教職員給与課長】

そうです。

【北林委員長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

では、表決を採ります。

議案第15号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

それでは、議案第15号を原案のとおり可決します。

次に、議案第16号「秋田県教科用図書採択地区の設定の一部改正について」、義務教育課長

課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

議案第16号「秋田県教科用図書採択地区の設定の一部改正について」説明

【北林委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【北林委員長】

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

では、表決を採ります。

議案第16号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

それでは、議案第16号を原案のとおり可決します。

次に、議案第14号、17号、18号、19号についてですが、人事案件であることから、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【北林委員長】

異議がないので、秋田県教育委員会会議規則第27条により秘密会とします。傍聴の方は、退室願います。

(傍聴人退席)

※秘密会のまま終了